

日本若者協議会は、若者の声を政策に反映させようと活動している若者団体である。若者を取り巻く問題の解決策や、若者から見たときの改善点につき、意見を表明する。

1)ご意見

1. 具体的な痴漢対策

政府や東京都に痴漢対策を求めるオンライン署名を立ち上げ、約3万人に賛同して頂いている。
<https://www.change.org/NoMoreChikan>

今回の東京都男女平等参画審議会 答申案(中間のまとめ)においても、痴漢被害の深刻さについて触れて頂いたのは高く評価したい。

一方で、対策部分については、不十分であり、実態調査をはじめ、下記のような本格的な対策を取ることを求めたい。

<求める具体的な対策>

(1)痴漢事件の実態調査を行う

現在痴漢についての十分な実態調査が行われていません。そのため、痴漢についての実態調査が行われることを求めます。

(2)痴漢報告後のプロセスを見直す

痴漢を報告した後のプロセスは被害者の時間や労力が費やされます。それに加え、被害者が被害現場で写真に写らないといけなかったり、取り調べで被害者の信用性を問われたりなど、痴漢報告後のプロセスは二次被害となっている部分があります。そのため、痴漢報告後のプロセスを見直すとともに一般人にプロセスを公開することを求める。

(3)ワンストップ支援センターの増設と告知を行う

日本の各都道府県には性暴力や性犯罪について電話相談ができるワンストップ支援センターがありますが、この施設は十分認知されていないため、ワンストップ支援センターの告知に力を入れてほしいです。また、国連の規定では人口5万人あたり一箇所の性暴力・性犯罪被害者支援センターが必要となっているため、センターの数が足りていません。そのため、ワンストップ支援センターの数を増やすことを求めます。

(4)痴漢事件の迷惑防止条例での取り締まりを見直す

痴漢被害は各都道府県の迷惑防止条例または強制わいせつ罪によって取り締まられていますが、二つの境界が曖昧なのに加え迷惑防止条例は各都道府県によって異なるため、取り締まりや統計が統一していません。他にも迷惑防止条例で取り締まる場合の罰則が軽いことと迷惑防止条例で取り締まられる場合は加害者が性犯罪再発防止プログラムを受講できないことが問題としてあげられます。そのため、痴漢事件を迷惑防止条例で取り締まることを見直すことを求めます。

(5)性犯罪についての充実した教育を行う

痴漢の被害にあった人からは「何をすればいいのかわからなかった」という声が多くあげられます。痴漢にあったらどうすればいいか、痴漢を目撃したらどうすればいいかなど、痴漢を含めた性犯罪の教育を教育現場で行うことを求めます。

(6)学校での痴漢ルールを作成する

通学中に痴漢の被害に会ったことによって学校に遅刻した場合、被害者は遅刻または欠席扱いになってしまいます。また、教師に痴漢の相談をしたら不適切な発言が返ってきた体験をした被害者もいました。そのため、痴漢被害が理由での遅刻・欠席の免除や痴漢について相談できる場所を用意するなど、学校での痴漢に対するルールを作成することを求めます。

(7)チカンの加害者が早期に長期で再発防止プログラムを受けられるようにする
痴漢は再犯率が多く、加害者は痴漢依存症のケースが多いため、再犯防止プログラムを早い段階から長期で受ける必要があります。加害者が早期に長期で性犯罪再発防止指導 R3をしっかりと受けられるようにすることを求めます。

(8)女性専用列車を増やす
女性専用列車に乗らないと安心して目的地まで行けない女性が多数いる中、女性専用列車の数が少なく、一握りの車線にしか設置されていません。女性の安心した交通移動のために女性専用列車の増設を求めます。また防犯カメラの増設も求めます。現在一部鉄道会社等でアプリの開発が進んでいますが、電車内で被害にあった際に、被害者がスマホで通報したら「*両目から痴漢被害の通報がありました」といったアナウンスを車内で行うようにして欲しいです。

(9)省庁横断型の連絡協議会の設置
痴漢の問題は法務省・警察庁、国土交通省、文部科学省など様々な省庁に担当部署がまたがっており、また民間の鉄道会社などとの連携も欠かせません。そのため、関係省庁や民間企業などが連携し、痴漢による性暴力をなくすための取り組みを進める連絡協議会の設置を求めます。

(10)性被害を受けた時の対応をまとめた資料(学校安全参考資料)を各家庭に配る
現状、痴漢被害を受けた時に、友人、母親等に話をして「私の代わりにたくさん怒ってくれて救われた」「一緒に警察に行ってくれた」という肯定的な経験になっている人は少なく、その多くが「どうすることもできないから忘れろ」「よくあることだから諦めろ」と言われたり、「触れられるうちが華」「尻ぐらいいいだろ」「その程度で騒ぐな」など軽視、矮小化されたり、嘲笑されたりしています。こうした現状を踏まえると、家族の理解を深める必要や、家庭で相談しやすくする施策が必要です。しかし、文科省が作成している「文部科学省×学校安全」というサイトや「生命の安全教育」教材には、電車やバス内の痴漢犯罪に関する具体的な対応策等については掲載されていません。そのため、性被害を受けた時にどうすればいいのかをまとめた資料を上記サイトや教材に掲載した上で、学校を通じて各家庭に配布することを求めます。

2. 男性の家庭進出のための具体的な施策の提示

答申案において育児を女性の問題とせず男女両方に関わる問題として扱っていることを評価する。

一方で、女性の社会進出のためには男性の家庭進出が必要不可欠であるものの、男性の家庭進出のための具体的な案がテレワークの推奨であることは、家庭内でも賃労働ができるための施策であり、男性の家庭進出としては不十分だと思われる。実際にコロナ禍で夫のテレワークが増えたことで却って女性の家事労働が増えたという声も挙げられる。そのことから、男性の家庭進出を根本から促す具体的な施策の提示を求める。

〈求める具体的な取り組み〉

(1)育児休業の取得率以外の情報開示

現在男性の家庭進出を示す数値として、男性の育児休業の取得率が多く使われている。その一方で、期間が女性と比べて短いことや、家事労働は育児休業の期間が終了した後も継続す

る。これらのことから、育児休業の取得率以外の家事労働参加時間や、育児休業の期間を含めた取得率等多角的な情報を広く集計・公表することを求める。

(2) 育児休業の補助金等

現在の社会において男性の家庭進出を阻む大きな要因として、できるだけ少ない人員での業務とそれに伴う長時間労働があると考えられる。2020年度、内閣府が行った少子化社会に関する国際意識調査によると、長時間労働が原因で家事や育児ができないという質問にそう思うと答えた割合が44.2%と半数近くが答えている。また、同じ調査で出産育児に対して休業を取得したいかという質問に対して、65.5%の男性が取得したいと答えている。その一方で、業務が繁忙で取るのが難しかったために取れなかったという人が取れない人の50.9%いたという数字が出ている。このことから、例えば育児休業の取得の際に欠員を埋めるための臨時社員を雇う補助金を出すなど、働き方そのものを変えられる取り組みを行って行く必要があると考える。

3. 包括的性教育の学び直しの機会の提供

男女平等参画社会の実現のためには、ジェンダーや他人との関わり方など人間として他者を尊重することを学べる包括的性教育は必要不可欠である。

そのために、現在社会の中心として活躍する方々の一人一人が十分な包括的性教育に関する知識を身につけることは極めて重要な意味を持つ。よって私たちは、官民のいずれにおいても包括的性教育についての講習を定期的に行うことを要求する。

〈求める具体的な取り組み〉

(1) 民間企業においては、特に企業的意思決定を行う経営者、管理職、人事担当などの意識改革を促進する必要がある。そこで、これらの人々への研修の促進を都に求める。具体的には、研修を受けた企業へのインセンティブや研修についての条例・制度化が考えられる。

(2) 特に都の行政においては、民間企業にまず先立って、また、より先進的な包括的性教育に関する研修を全職員に対して重ねて行うことで、東京という都市のマインドチェンジを積極的に主導することを求める。

4. 東京都として同性パートナーやその家族の関係性を保証する制度の制定

今回の東京都男女平等参画審議会 答申案(中間のまとめ)においても、同性パートナーシップについて触れて頂いたのは高く評価したい。

一方で、具体的な取り組みについての言及は不十分である。署名活動等により当事者からの声が都にも届けられているにも関わらず検討するという文言のみであるのは、具体性に欠け問題を先送りしているのではと受け取られかねないと感じる。そのため、以下のような具体的な取り組みを求める。

〈求める具体的な取り組み〉

(1) 検討についての情報開示

答申案の中で制度については、検討が必要であるという非常に抽象的な文言のみであったため、具体的に制度の実施に向けて何が障壁になっているかなどが分からない物になっていた。制度の制定に必要な現状の調査や議論を含めた情報の開示を求める。

(2) 同性カップルに限らない幅広い選択肢の検討

現在の婚姻制度や社会制度においては、同性カップルのみならず例えば夫婦別姓を求める異性のカップルや、子供を持つ同性カップル等様々な人が現行の制度では排除されている。そのため、都として検討する制度では、東京都足立区や兵庫県明石市等で運用されているファミリーシップ制度など、より包括的な制度の検討を求める。制度から排除されている人を包括するための制度で、更に排除を生まない為にも、より広い射程を持った制度の検討を求める。

2) 該当箇所(ご意見の内容に該当する箇所、ページ番号など)

1. 「東京都配偶者暴力対策基本計画関係」P46
2. 「東京都女性活躍推進計画関係」 P24
3. 「東京都女性活躍推進計画関係」 P64
4. 「東京都女性活躍推進計画関係」 P87

3) 住所又は所在地(区市町村まで)
東京都品川区

4) 氏名又は法人名・団体名をご記入ください。
日本若者協議会